

国内募集型企画旅行条件書

～抜粋～

詳しくはHPをご覧ください

この旅行条件書は、パンフレットとともに、旅行業法第12条の4で定める「取引条件説明書面」及び同法第12条の5で定める「契約書面」の一部です。お申込みの際には必ず事前にご確認のうえお申込みください。

1. 募集型企画旅行契約

(1) この旅行は、トラベルプランナー とれいる。(以下「当社」といいます) が旅行を企画して実施するものであり、この旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約(以下「契約」といいます)を締結することになります。

～略～

2. 申込みと予約

(1) 所定の旅行申込書(以下「申込書」といいます)に所定事項を記入のうえ、次に定める申込金を添えてお申込みいただきます。申込金は、旅行代金又は取消料若しくは違約金のそれぞれ一部又は全部として取り扱います。

～略～

4. 申込み条件

(1) 未成年者が参加の場合、原則、法定代理人(親権者等)の同意書の提出が必要です。

～略～

(9) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、お申込みをお断りすることがあります。

(10) 当社は、お客様が次の①から③のいずれかに該当する場合は、お申込みをお断りすることがあります。

①お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められるとき。

②お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。

(11) その他当社の業務上の都合があるときは、お申込みをお断りすることがあります。

5. 契約責任者による申込み

(1) 当社は、団体・グループを構成するお客様の代表者(以下「契約責任者」といいます)から旅行のお申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなし、旅行業務に関する取引を契約責任者との間で行います。

～略～

8. 旅行代金に含まれるもの

(1) パンフレット、ウェブサイトの旅行日程に明示したもの。

<企画・実施>

山形県知事登録旅行業第3-301号

トラベルプランナー とれいる。

山形県寒河江市本町2-1-15

電話番号 0237-84-6410 FAX 84-6411

総合旅行業務取扱管理者 山口 義博



(一社)全国旅行業協会正会員

9. 旅行代金に含まれない主なもの

第8項のほか、次に掲げるもの(その一部を例示します)。

④「お客様負担」等旅行代金に含まれていない旨を明示した観光に伴う入場料金等

～略～

10. 契約内容の変更

(1) 当社は、契約の締結後であっても、天災地変、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、旅行日程、旅行サービスの内容その他の契約の内容を変更することがあります。

～略～

12. お客様の交替

(1) お客様は、あらかじめ当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲渡することができます。

～略～

18. 旅行代金の払い戻し

(1) 当社は、第11項の規定による旅行代金の減額又は第13項から第17項までの規定による契約の解除によってお客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。

～略～

26. 事故等の申し出

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに「旅程表」等でお知らせする「連絡先」にご連絡ください(連絡できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご連絡ください)。

～略～

27. 個人情報の取扱い

(1) 当社及び受託旅行業者は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただくほか、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。

お問い合わせ・お申込みは

(左記へお願ひいたします。)

<受託販売>

担当者の説明に不明な点があれば、旅行業務取扱管理者(当営業所での取引責任者)にご質問ください。

作成／一般社団法人全国旅行業協会(2019.7)抜粋
(監修／五木田・三浦法律事務所)